



## 《会計・税務の知識》 遺産分割協議がまとまらなかったら？

最近、雑誌・週刊誌等でも相続に関する記事を見かけることが多くなりました。世間の相続に対する関心の高まりを感じられます。

そこで今回は、相続税の申告期限までに、遺産分割協議がまとまらなかった場合には、相続税の申告の面でどのような手続き等が必要となるのかを考えてみましょう。

### 1. 遺産分割協議がまとまらなかった場合に相続税の申告期限は延長されるのですか？

税務署への相続税の申告書の提出期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内です。申告期限までに遺産分割協議がまとまらなかった場合でも、別途、申告期限を延長する制度は設けられていません。

この場合には、民法の規定による相続分に従って財産を取得したものととして課税価格と相続税額を計算し、相続税の申告期限までに申告書を税務署長に提出する必要があります。

### 2. 配偶者の税額軽減の特例は、適用ができないこととなるのでしょうか？

配偶者の税額軽減とは、配偶者は、その相続した財産が法定相続分以下の場合又は法定相続分を超えて相続した財産の総額が1億6,000万円までの場合には、相続税が課税されないという特例です。

この配偶者の税額軽減の特例は、未分割財産に対しては適用されません。

したがって相続税の申告期限までに遺産分割協議がまとまらなかった場合には、当初の申告書の際には適用することができません。

しかしながら、申告期限から3年以内に遺産分割が整った場合には、相続税の更正の請求を行うことでこの規定の適用が可能となります。この場合には、当初の期限内申告書の提出時に『申告期限後3年以内の分割見込書』の提出が必要とされています。

### 3. さらに3年以内に遺産分割が確定されなかった場合には特例は適用できないのでしょうか？

調停等がまとまらずに、相続税の申告期限から3年以内に遺産分割を行うことができなかった場合には、この特例の適用を受けることはできないのでしょうか？

この場合でも、やむを得ない事情があるときは税務署長の承認を得て、3年以内に分割するという期間を延長することができます。

分割ができないやむを得ない事情のそれぞれの理由にしたがって、その分割できることとなった日から4ヶ月以内に分割を行えば、更正の請求を行い配偶者の税額軽減の適用を受けることができます。

承認を得るためには、申告期限後3年を経過する日の翌日から2ヶ月を経過する日までに税務署長に『遺産が未分割であることについてやむを得ない事情がある旨の承認申請書』を提出する必要があります。

### 4. 小規模宅地等の特例は、適用ができないこととなるのでしょうか？

小規模宅地等の特例とは、居住用の自宅や事業用の宅地は、一定の割合で土地の評価を減額する特例です。

この特例も、相続税の申告書の提出期限内の段階で遺産が未分割のときは、その適用を受けることができません。

その後、配偶者の税額軽減の特例と同様に3年以内に分割された場合は、相続税の更正の請求を行うことでこの規定の適用ができます。

また、3年後の期間伸長の規定も同様に適用されます。

### 5. その他適用されない特例

上記の他に申告期限までに遺産分割協議が整わなかった場合には、非上場株式等に係る事業承継税制（納税猶予制度）、農地等の相続税の納税猶予、物納による相続税の納付制度も適用することができません。

### 6. 結び

相続税の申告期限までに、遺産が未分割の場合には、当初の申告の際には、各種の特例の適用ができません。その後、分割が確定した時点で、更正の請求をすることにより、納めすぎた税金を戻すという手続きの流れになります。

それぞれの手続上も申請書等を期限内に提出する必要がありますので、注意が必要です。

(担当：山田 稔幸)